

平成 29 年(2017 年)10 月 4 日
厚生委員会資料
健康福祉部障害福祉担当

中野区障害者差別解消審議会の設置について

中野区の障害者差別解消に関する取組を推進するため、区長の附属機関として、中野区障害者差別解消審議会を次のとおり設置した。

1 根拠規定

中野区障害者差別解消審議会条例

2 設置日

平成 29 年 9 月 1 日

3 審議会委員

会 長 小澤 温 筑波大学大学院教授

副会長 石川 宏 弁護士

委 員 中村 敏彦 中野区障害者自立支援協議会会長

委 員 姫野 博樹 中野区小学校 P T A 連合会

4 任期

平成 29 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで（3 年間）

5 所掌事項

審議会は、合理的配慮の提供及び不当な差別的取扱いについての区の方針に関すること、区民等への障害者差別解消に係る啓発活動、その他障害者差別解消の取組について、適正であったか審議し、意見または提案を行う。